

## 地方創生に向けた取組の推進について

我が国は、急速な少子高齢化の進展と人口減少という、地域社会の存続をも脅かしかねない、重要な課題に直面している。

こうした中、国においては、人口減少と地域経済の縮小を克服し、将来にわたって成長力を確保していくため、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、国・地方を挙げた「地方創生」の取組を深化させるとともに、「一億総活躍社会」の実現に向けて取り組むこととしている。

北関東磐越五県においても、地方版総合戦略を策定し、地方創生なくして一億総活躍社会の実現はないとの認識のもと、市町村との連携を図りながら、地方創生に向けて全力で取組を進めている。

今年度から、地方創生は本格的な事業展開に取り組む段階となるが、力強い潮流をつくりながら着実に成果を上げていくためには、これまでも増して、地方が地域の実情に応じて創意工夫を凝らし、自主性・独自性を最大限に発揮して地方創生に取り組めるよう、十分な財源の確保が必要である。

また、課税権や労働法制、年金の制度設計、高等教育機関の配置、医療資源の配分など、人口減少問題を解決するために大きな影響を及ぼす施策は国に決定権があることから、国自らが国家的プロジェクトとして制度設計を行い、なすべき施策をスピード感を持って大胆かつ積極的に実行していくことが不可欠である。

そこで、次の事項について、地方の声を十分に聞き、地方の実態を踏まえ、総合的な対策を講じるよう強く要望するものである。

- 1 平成 27 年度から地方財政計画に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」を拡充するとともに、地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を十分に確保すること。

その際には、適切なマクロ金融・財政政策を講じることで、名目の経済規模を拡大し、デフレ脱却を確かなものとする事により、地方創生につながる経済環境を整備すること。

また、平成 28 年度に創設された地方創生推進交付金については、「地域再生計画」に位置づけることにより、複数年度にわたる事業執行が可能とされた。しかし、地方団体ごとの申請事業数及び交付金額の上限設定や、先駆型の対象事業を複数自治体による事業に限定していることなどの制約について、一部は緩和され、運用の弾力化が図られているものの、より一層の緩和あるいは撤廃を図るなど、地方が使いやすいものとなるよう、地方の意見を踏まえながら不断の見直しを行うとともに、規模を拡充する

こと。

さらに、平成 28 年度に創設された企業版ふるさと納税については、寄附の申出の有無に関わらず、「地域再生計画」の申請を認めるとともに、事業完了前の寄附の受領を認めるなど、企業を意思を地方が活かしやすい柔軟な制度とすること。

加えて、地方創生を総合的に支援する新たな地方債を創設すること。

2 人口減少の背景にある構造的課題を解決するため、国においても、以下の事項についてスピード感を持って積極的な施策展開を図ること。

- (1) 地方への新しい「ひと」の流れや新しい「しごと」をつくりだすため、地域への移住定住等を促進する国民意識の醸成や、地域の実情に応じた地方創生の拠点づくり等に対する支援制度の創設・拡充
- (2) 企業の本社機能・大学・政府機関等の地方移転の促進や、地方国立大学等の運営基盤の強化等
- (3) 正規雇用の拡大等、地方に就職・定着する若者の雇用環境の改善や、女性の継続雇用・再就職の支援等
- (4) 結婚・妊娠・出産・子育てを後押しする経済的支援制度など、切れ目のない総合的な施策の推進
  - ・ 結婚や妊娠・出産、子育てに関するポジティブイメージが持てるような意識啓発や機運の醸成、さらには世代をつなぐ意識を高めるための教育の充実
  - ・ 子どもの医療費助成に係る国民健康保険制度における国庫負担減額調整措置の早急な廃止及び子どもの医療に関わる全国一律の制度の構築
  - ・ 保育料軽減措置の拡充や、3人以上を育てた場合の年金加算など、多子世帯に配慮した制度の検討
- (5) 6次産業化などによる農林水産業の振興や、国内外旅行者の周遊観光の推進による観光関連産業等の振興など、地域の特性を活かした産業の活性化や雇用の創出に向けた総合的な施策の推進